
*
* 令和 8 年度 第 5 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第5回高梁市農業委員会総会議事録

1. 令和8年8月10日 午後 3時30分 招集

2. 令和8年8月10日 午後 3時30分 開会

3. 令和8年8月10日 午後 5時00分 閉会

4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室

5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	藤 本 久 也	出	1	森 宗 正 雄	出
2	川 上 壽	〃	1 2	渡 邊 佳 明	〃	2	惣 田 敏 郎	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	綱 島 謙 一	〃	3	平 松 昭 博	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	三 村 洋 平	〃	4	河 原 里 美	〃
5	西 村 匡 弘	〃	1 5	小 野 貫 治	〃	5	平 松 弘	〃
6	赤 迫 靖 浩	〃	1 6	三 村 憲 市	〃	6	大 塚満須恵	欠
7	中 曾 浩 徳	〃	1 7	藤 井 宏 通	〃	7	野 村 幸 市	出
8	佐 藤 俊 二	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	小 野 昌 道	〃	1 9	瀬戸川伸 行	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書 記	中 藤 宏 和 金 本 祥 也				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第 2 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	7 件	許 可
		第 2 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件	許 可
		第 2 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件	許 可
		第 2 5 号	農用地利用集積等促進計画の決定について	5 件	決 定
		第 2 6 号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について	1 件	決 定
		報告事項	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			3 番	福 武 政 夫	
			4 番	前 崎 輝 之	
9		議 事 の 内 容			
		令和 8 年 度 第 5 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録			
		令和 8 年 8 月 1 0 日 (月) 高 梁 市 役 所 3 階 大 会 議 室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 6 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 8 年度第 5 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。3 番福武委員と 4 番前崎委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。29 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 22 号 29 番朗読説明 － 29 番は、譲受人が譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 911 m²です。譲受人の通作距離は 500 m 以内、耕作面積は 8,067 m²、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 50 万円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については 8 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	借主に所有権移転するものです。これまでと同様に管理されるものと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。29 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、29 番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、30 番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第 22 号 30 番朗読説明 － 30 番は、譲受人が譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 1 筆 752 m²です。譲受人の通作距離は 600 m 以内、耕作面積は 7,667 m²、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 40 万円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、8 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	先ほどの案件と同様です。以降もきちんと管理されるものと見込まれます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。30 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 中藤局長	(挙手全員) 挙手全員ですので、３０番については許可とすることに決定しました。 次に、３１番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２２号３１番朗読説明 － ３１番は、譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑１筆８９３㎡です。譲受人の通作距離は４０km以内、耕作面積は２，７９５㎡、家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、８月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 佐藤委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 事務局からも説明があったとおり、親子間の贈与であり、また、耕作中でもあり特段の問題はありません。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、３１番については許可とすることに決定しました。 次に、３２番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２２号３２番朗読説明 －
議 長 中藤局長	３２番は、譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田１筆２６１㎡です。譲受人の通作距離は１０m以内、耕作面積は７１０㎡、家族３人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が地元在住で長年管理をしてきた中で、ここで両者の話し合いで無償での譲り渡しとなったものです。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、７月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現状、きれいに管理されており、問題ありません。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。３２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 中藤局長	(挙手全員) 挙手全員ですので、３２番については許可とすることに決定しました。 次に、３３番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２２号３３番朗読説明 － ３３番は、譲受人が譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑３筆２，２４３㎡です。譲受人の通作距離は５０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいています。家族７人中耕作人は１人です。対価は１０アール当り４千円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、備考欄に記載しております取得する空き家の住所から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、８月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 渡邊委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 空家バンクに登録されていたこともあり、現在は休耕中ですが、今後適正に管理されるものと見込んでおります。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、３３番については許可とすることに決定しました。 次に、３４番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２２号３４番朗読説明 －
中藤局長	３４番は、譲受人が譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑１筆６１㎡です。譲受人の通作距離は０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は１０アール当り７４万円です。この案件につきましては、空き家取得に伴う新規就農であり、通作距離については、備考欄に記載しております取得する空き家の住所から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、８月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 藤本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 取得空き家に隣接する農地であり、容易に管理可能であるとみております。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。３４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、３４番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、３５番について事務局から説明をお願いします。
－ 議案第２２号３５番朗読説明 － ３５番は、譲受人が譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑１筆６７㎡です。譲受人の通作距離は４００ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族６人中耕作人は２人、対価は、１０アール当り８千円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用に伴うものであり、通作距離については、備考欄に記載しております取得する空き家の住所から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、８月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。	
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	空家バンクに登録されていたこともあり、現在は休耕中ですが、今後適正に管理されるものと見込んでおります。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、３５番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、「議案第２３号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。４番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２３号４番朗読説明 － ４番は、転用者が申請農地を住宅及び露天駐車場に転用する案件です。申請農地は田１筆６０４㎡、この農地の農地区分は２種農地となります。施設の概要としては、住宅１棟 ７０.５９㎡と露天駐車場３区画であり、資金については自己資金１，２００万円、借入金１，２００万円、合計で２，４００万円です。 許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については過去に違反転用もなく問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても該当がありません。 以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、８月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１１ページから１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

議 長 藤本委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	現地は耕作されておられません。転用に問題はないと考えます。 現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、４番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第２４号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。９番について事務局から説明をお願いします。
議 長 渡邊委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	－ 議案第２４号９番朗読説明 － ９番については、転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電設備に転用するものです。申請農地は田１筆９７８㎡です。この農地の農地区分は第２種農地であり、転用地の価格は１０アール当たり３０万円です。施設の概要は太陽光パネル１４８枚、発電量４９.５０Ｋｗであり、資金については自己資金８３２万円です。 許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても該当がありません。 以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては、８月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１３ページから１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は耕作されておらず、周辺も不作付地となっており、転用による特段の影響はないとみております。 現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、９番については許可とすることに決定しました。 次に、１０番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２４号１０番朗読説明 － １０番については、転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電設備に転用するものです。申請農地は畑１筆９７９㎡です。この農地の農地区分は第２種農地であり、転用地の価格は１０アール当たり７０万円です。施設の概要は太陽光パネル１３６枚、発電量４９.５０Ｋｗであり、資金については自己資金８４０万円です。 許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても該当がありません。 以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては、８月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１５ページから１６ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は休耕となって久しく、転用による特段の影響はないとみております。 現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、１０番については許可とすることに決定しました。 次に、１１番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２４号１１番朗読説明 － １１番については、転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電設備に転用するものです。申請農地は田１筆９ ７８㎡です。この農地の農地区分は第２種農地であり、転用地の価格は１０アール当たり７０万円です。施設の概要は太陽光パネル １３０枚、発電量４９.５０Ｋｗであり、資金については自己資金８９９万円です。なお、備考欄に記載しておりますが、今回転用する ９７８㎡に加えて隣接の山林４３㎡を含めて、敷地面積全体は１，０２１㎡となっています。
	許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有す る者の同意につきましては該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても該当がありません。
	以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	なお、この案件につきましては、８月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１７ページから１８ページに添付 しておりますので、ご覧ください。
議 長 佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は休耕となって久しく、転用による特段の影響はないとみております。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、１１番については許可とすることに決定しました。
金本書記	続きまして、「議案第２５号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番について説 明をお願いします。
	それでは、３ページをご覧ください。議案第２５号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。
	公告日は令和８年９月９日、利用権の設定を受ける者は１名、利用権の設定をする者は１名、利用権の設定をする件数は１件、 利用権設定面積は１，２４８㎡となっております。各筆明細について説明いたします。
	－ 議案書に基づいて、議案第２５号１番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、１番について何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
	なしとの声がありました。１番について採決を採ります。１番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1 番については決定しました。
金本書記	続きまして、「議案第 2 6 号 高梁市農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局、1 番及び 2 番について説明をお願いします。
	それでは、4 ページをご覧ください。議案第 2 6 号 高梁市農用地利用集積等促進計画作成の要請についてご説明いたします。
	公告日は令和 8 年 9 月 9 日、利用権の設定を受ける者は 2 名、利用権の設定をする者は 2 名、利用権の設定をする件数は 2 件、利用権設定面積は 1 5, 6 7 8 m ² となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書に基づいて、議案第 2 6 号 1 番及び 2 番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1 番及び 2 番について何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
	なしとの声がありました。1 番及び 2 番について採決を採ります。1 番及び 2 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
金本書記	挙手全員ですので、1 番及び 2 番については決定しました。
議 長	続きまして、「報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
議 長	－ 議案書に基づいて、通知の内容を朗読説明 －
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
	なしとの声がありました。
	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは以上をもちまして、令和 8 年度第 5 回高梁市農業委員会総会を閉会します。
	令和 8 年 8 月 1 0 日
	会 長 土 岐 康 夫
	3 番 福 武 政 夫
	4 番 前 崎 輝 之